|  |
| --- |
| **2020年度 実践的英語体験活動推進事業**  **に係る企画提案公募要領** |

大阪府では、国際競争に勝ち抜くために必要な将来のグローバル人材となりうる層の裾野を拡げるため、「実践的英語体験活動推進事業」を実施します。

この事業については、より効果的・効率的に実施するため、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、仕様書に定める業務を受託する事業者を企画提案公募により募集します。

本事業は「令和２年２月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり効力は発生しません。

**１　事業名**

　　実践的英語体験活動推進事業（通称：グローバル体験プログラム）

（１）事業の趣旨・目的

大阪府では、大阪府内に所在する高等学校等の生徒及び中学３年生を対象に、海外等の雰囲気を再現した模擬施設を活用し、外国人スタッフとの英語だけを使った実践的英語体験（通称：グローバル体験プログラム）を実施します。

受講生の海外への興味や、外国人と英語でコミュニケーションをとることの必要性に気付かせるとともに、インバウンドが年々増加する中、外国人に対し、大阪の魅力を伝えたり、困っている方に積極的に声をかけることができるなど、自然に英語で交流を図ることができるコミュニケーション感覚・能力を育成し、大阪が国際競争に勝ち抜くために必要な将来のグローバル人材となりうる層の裾野を拡げることをめざします。

（２）事業概要

別紙「仕様書」のとおり

（３）委託上限額

７，８９４千円（消費税及び地方消費税を含む）

**２　スケジュール**

令和２年２月18日（火曜日） 公募開始

令和２年２月25日（火曜日） 説明会開催

令和２年３月３ 日（火曜日）午後５時 質問受付締切

令和２年３月18日（水曜日）午後５時 提案書類提出締切

令和２年３月26日（木曜日）（予定） 選定委員会

令和２年４月１日（水曜日）（予定） 契約締結

令和３年３月31日（水曜日） 事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（６）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

（１）次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人で

あって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

（２）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（３）府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

（４）府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（５）消費税及び地方消費税を完納していること。

（６）大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

（７）大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（（１）キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（（１）キに掲げる者を除く。）でないこと。

（８）府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

（１）公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　令和２年２月18日（火曜日）から令和２年３月10日（火曜日）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。）

　　イ　配布場所及び受付場所

　　　　大阪府府民文化部都市魅力創造局国際課国際化推進グループ

　　　　所在地　：大阪市住之江区南港北１－14－16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

　　　　電話番号：06-6210-9290

ウ　配布方法

　　　　上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、国際課ホームページ

（ http://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/shokai.html ）からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

　　　　令和２年２月18日（火曜日）から令和２年３月18日（水曜日）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。）

　　オ　提出方法

　　　　書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

（２）応募書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様 式 名 | 内　　　　容 | 提 出 部 数 |
| 様式１ | 応募申込書 | 原本１部、コピー７部 |
| 様式２ | 企画提案書（下部に通しページ番号を付けること） | 原本１部、コピー７部 |
| 様式３ | 応募金額提案書 | 原本１部、コピー７部 |
| 様式４－１ | 事業実績申告書 | 原本１部、コピー７部 |
| 様式４－２  (様式自由) | 類似事業実績の詳細資料  ・事業実績申告書に加え、別途、過去に実施した実績がある場合は提出 | ８部 |
| 様式５－１ | 【共同企業体で参加の場合】共同企業体届出書 | １部 |
| 様式５－２ | 【共同企業体で参加の場合】共同企業体協定書の写し | １部 |
| 様式５－３ | 【共同企業体で参加の場合】委任状 | １部 |
| 様式５－４ | 【共同企業体で参加の場合】使用印鑑届 | １部 |
| 様式６ | 誓約書（参加資格関係） | １部 |
| 様式７ | 障がい者雇用状況報告書  ・常用労働者の総数が45.5人未満の場合のみ提出  ・常用労働者が45.5人以上の場合は、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和元年６月１日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し（電子申請により提出された場合は、申請書をプリントアウトしたもの） | １部 |
| ― | 応募書類（様式１～７）の電子媒体（CD-R等） | |

（下表の書類は、各１部提出のこと。）

|  |  |
| --- | --- |
| 書 類 名 | 内　　　　容 |
| 別添ア | 定款又は寄付行為の写し（原本証明） |
| 別添イ | ①【法人の場合】法人登記簿謄本  ・発行日から３カ月以内のもの  ②【個人の場合】本籍地の市区町村が発行する身分証明書  ・発行日から３カ月以内のもの  ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの  ③【個人の場合】法務局が発行する成年後見登記に係る「登記がされていないことの  証明書」  ・発行日から３カ月以内  ・成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことが分かるもの |
| 別添ウ | 納税証明書  ・発行日から３カ月以内  ・未納がないことの証明であること  ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書  ・大阪府内に事業所がない場合、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの  ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 |
| 別添エ | 財務諸表の写し（各１部）  ・最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分  ①貸借対照表  ②損益計算書  ③株主資本等変動計算書  ④個別注記表  ・収益計上基準を明らかにすること |
| 別添オ | 監査役、監事もしくは会計監査人の監査報告書の写し |
| 別添カ | 法人税申告書・地方法人税申告書のうち以下の添付書類  ・別表一、四、五の一、五の二、十  ・「勘定科目内訳明細書」のうち、「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」及び「雑益、  雑損失等の内訳書」 |

（３）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

（４）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（５）その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類は、以下のように提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応募書類 | 提出方法 | 提出部数 |
| 様式１～様式４－２ | Ａ４ファイルに綴って原本１部、コピー７部提出 | 計８部 |
| 様式５－１～様式７  及び別添ア～カ | Ａ４ファイルに綴って１部提出 | １部 |

※応募書類（様式１～７）は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

　　ウ　ファイルの表紙及び背表紙には提案事業名と提案団体名を記入してください。

　　　　＜記入例＞「実践的英語体験活動推進事業」提案書

　　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　エ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　　オ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

（１）開催日時

令和２年２月25日（火曜日）午前10時から午前11時まで

※終了時刻は進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。

（２）開催場所（地図参照）

　　大阪市住之江区南港北１－14－16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）41階　共用会議室10

・地下鉄中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約600メートル

・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結

（約100メートル）

・ ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

（咲洲庁舎の地図）



（３）申込方法

・電子メール（メールアドレス：osakaglobal@gbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

・「件名」に「説明会申込み：実践的英語体験活動推進事業（法人名）」と明記してください。

　　・電子メール本文に「参加団体名」「参加者職・氏名」「連絡先」を記入してください。

　　・電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

（電話連絡:土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで｡正午から午後１時を除く。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

　　　※会場の都合により、応募者１者につき２名までの出席でお願いします。

（４）説明会への申込期限

　　令和２年２月21日（金曜日）午後５時まで

**６　質問の受付**

（１）受付期間

令和２年２月18日（火曜日）から令和２年３月３日（火曜日）午後５時まで

（２）提出方法

電子メール（メールアドレス： osakaglobal@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

なお、「件名」に「質問：実践的英語体験活動推進事業（法人名）」と明記してください。

　　ア　電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

（電話連絡：土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。）

イ　電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

ウ　質問への回答は、令和２年３月６日（金曜日）までに国際課ホームページ

（ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/shokai.html> ）に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

（１）審査方法

　ア　（２）の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

・選定委員会開催日　令和２年３月26日（木曜日）（予定）

　・選定委員会場所　　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）内

　　※詳細については、別途連絡します。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

　エ　最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

（２）審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 事業目的及び内容の理解度 | ・事業目的及び内容に関する理解・知識が十分にあるか。 | ５点 |
| 事業の  実施体制 | ・事業の実施に必要なスキルを有した人員を配置しているか。  ・事業を円滑かつ安全に実施できる体制となっているか。  ・過去の類似事業実績（現場での経験等）を豊富に有するか。  ・本事業の実施に耐えうる財務状況か。 | 20点 |
| 提案内容の  妥当性  及び充実度 | ・実施計画が具体的かつ明確に策定されており、これまでの類似事業実績等も踏まえ、効果的で実現性が高い提案内容となっているか。  ・参加者が利用しやすい提案内容になっているか。  ・事業を計画的かつ効率的に実施できる具体的なスケジュールとなっているか。  ・受講生の募集方法は適切か。  ・事業実施に係る広報計画が明確・効果的であるか。  ・海外への興味・関心を喚起できるような内容が提供できるか。  ・受講生が外国人に積極的に声をかけることができるようになるなど、英語の習得意欲が高まる実践的な内容となっているか。  ・模擬施設のクオリティは高いか。  ・外国人スタッフが受講生をマンツーマンに近い形で指導、サポートし、受講生が英語のみしか使用できない環境となるよう配慮されているか。 | 45点 |
| 評価体制 | ・適切に効果検証・評価を実施できる体制となっているか。 | ７点 |
| 価格点 | ・価格点の算定式  満点（20点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | 20点 |
| 府施策への協力  (障がい者雇用) | ・常用労働者45.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。又は、常用労働者45.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | ３点 |
| 合　　計 | | 100点 |

（３） 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を国際課ホームページ

（ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/shokai.html> ）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の評価点は公表しません。

①　最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点　＊品質点及び価格点・提案金額

②　全提案事業者の名称　＊申込順

③　全提案事業者の評価点　＊評価点順 内容は①に同じ

④　最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤　選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥　その他　＊最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

（４）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

（１）契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

（２）採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

（３）契約金額の支払いについては、精算払いとします。

（４）契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式８）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

（５）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。

（６）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

（７）契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

（８）（７）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募

提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>